

令和4年(行コ)第250号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求控訴事件

控訴人 ●●●● 外1名

被控訴人 国

控訴の趣旨変更申立書

令和4年9月30日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

弁護士 木 原 功 仁 哉

控訴人らは、控訴状記載の「控訴の趣旨」について、以下の変更（訴の追加的変更及び予備的追加的変更）を行ふ。

第一 変更後の「控訴の趣旨」の表示

1 原判決を取り消す。

2(1) 主位的請求

被控訴人は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の指定感染症として、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により新型コロナウイルス感染症と指定した処分を取り消す。

(2) 予備的請求

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の指定感染症として新型コロナウイルス感染症を指定した、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)は無効であることを確認する。

3(1) 主位的請求・予備的請求1

被控訴人は、厚生労働大臣が新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」

として定義されてゐる同項第 3 号の「新型コロナウイルス感染症」と指定した処分を取り消す。

(2) 予備的請求 2

新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてゐる同項第 3 号の「新型コロナウイルス感染症」の指定は無効であることを確認する。

4 被控訴人は、新型コロナウイルス感染症を前項の「新型インフルエンザ等感染症」として行ふ感染症対策を行つてはならない。

5(1) 主位的請求

被控訴人は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 14 条の 3 に基づき、

- ① 令和 3 年 2 月 14 日になした mRNA ワクチン(販売名:コミナティ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社、申請年月日:令和 2 年 12 月 18 日)の特例承認
- ② 令和 3 年 5 月 21 日になしたウイルスベクターワクチン(販売名:バキスゼブリア筋注、一般名:コロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)、申請者名:アストラゼネカ株式会社、申請年月日:令和 3 年 2 月 5 日)の特例承認
- ③ 前同日になした mRNA ワクチン(販売名:COMD19 ワクチンモデルナ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、申請者名:武田薬品工業株式会社、申請年月日:令和 3 年 3 月 5 日)の特例承認
- ④ 前記①に追加して令和 4 年 1 月 21 日になした mRNA ワクチン(販売名:コミナティ筋注 5~11 歳用、一般名:コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2))の特例承認
- ⑤ 令和 4 年 9 月 12 日になした mRNA ワクチン(販売名:コミナティ RTU 筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン・リルトジナメラン、申請者名:ファイザー株式会社)の特例承認
- ⑥ 前同日になした mRNA ワクチン(販売名:スパイクボックス筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名:モデルナ社)の特例承認

をいずれも取り消す。

(2) 予備的請求

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 14 条の 3 に基づいてなされた、

- ① 令和 3 年 2 月 14 日になした mRNA ワクチン(販売名:コミナティ筋注、一般名:コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名:トジナメラン、

- 申請者名：ファイザー株式会社、申請年月日：令和2年12月18日)の特例承認
- ② 令和3年5月21日になしたウイルスベクターワクチン(販売名：バキスゼブリア筋注、一般名：コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)、申請者名：アストラゼネカ株式会社、申請年月日：令和3年2月5日)の特例承認
 - ③ 前同日になした mRNA ワクチン(販売名：COMD19 ワクチンモデルナ筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV--2)、申請者名：武田薬品工業株式会社、申請年月日：令和3年3月5日)の特例承認
 - ④ 前記①に追加して令和4年1月21日になした mRNA ワクチン(販売名：コミナティ筋注 5～11 歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2))の特例承認
 - ⑤ 令和4年9月12日になした mRNA ワクチン(販売名：コミナティ RTU 筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名：トジナメラン・リルトジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社)の特例承認
 - ⑥ 前同日になした mRNA ワクチン(販売名：スパイクボックス筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2)、有効成分名：エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名：モデルナ社)の特例承認
- は、いずれも無効であることを確認する。
- 6 控訴人らには、前項のワクチンについて、予防接種法第9条の義務がないことを確認する。
 - 7 被控訴人が、第五項の各申請者との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律に基づいて締結した損失補償契約は無効であることを確認する。
 - 8 被控訴人は、ポリメラーゼ連鎖反応を用いた SARS-CoV-2 遺伝子断片用検出用キットによる全ての検査(いわゆる PCR 検査)を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させてはならない。
 - 9 被控訴人は、第五項のワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書(ワクチン・パスポート)を発行交付すること及び前項の検査で陰性となつた者に新型コロナウイルスに感染してゐないとするを証明する文書(陰性証明書)を発行交付することをいづれも行つてはならない。
 - 10 控訴人らには、マスクの着用義務がないことを確認する。
 - 11 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5及び同第12条の各第3号の「発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。
 - 12 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5及び同第12条の各第7号の「正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」の規定は無効であることを確認する。

13 被控訴人は、控訴人らに対し、それぞれ金 30 万円を支払へ。

14 (中間確認の訴に係る請求)

- (1) 上記第 2 項から第 12 項までの請求について、いずれも訴訟要件が認められることを確認する。
- (2) 上記第 13 項の請求における「公務員の法的義務違反」に係る主張については、昭和 57 年 4 月 1 日最高裁判所第一小法廷判決(民集第 36 卷 4 号 519 頁)が示した要件を満たしてゐることを確認する。
- (3) 被控訴人が本件訴訟において、控訴人らの訴状「請求の原因」及び準備書面(1)から(13)までにおける控訴人らの主張について認否を行はなない行為は違法であることを確認する。

15 訴訟費用は、一審及び当審を通じて被控訴人の負担とする。

との判決並びに第十三項につき仮執行の宣言を求める。

第二 変更の理由と請求原因の追加

一 総論

- 1 前記第一において、字句として追加されたのは 5(1)の④ないし⑥、5(2)であるが、以下は、当審での追加的変更及び予備的追加的変更である。
- 2 このうち、前記第一の 5(1)の④ないし⑥は、当審での追加的変更であり、同 5(2)の④ないし⑥は、その予備的変更である。

二 前記第一の 2(2)について

- 1 これは、これまでの行政事件訴訟法第 3 条第 6 項の義務付け訴訟の請求に加へて、同文ながらも、同法第 3 条第 4 項、同第 36 条の無効等確認の訴への請求として予備的追加的変更を行ふものである。
- 2 なお、控訴人らが同法第 36 条の「法律上の利益を有する者」であることの理由については、控訴理由書で主張するとほりである。
- 3 また、同法第 36 条の「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限る」とする補充性の要件については、これが予備的請求の無効等確認の訴へであることからして、前記第一の 2(1)の主位的請求及び同 2(2)の当事者訴訟の予備的請求がいずれも容認されない場合には、「現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができない」場合に該当することになつて、この補充性の要件を満たすことになるものである。

三 前記第一の 3(2)について

- 1 これは、これまでの行政事件訴訟法第 3 条第 6 項の義務付け訴訟の請求に加えて、同文ながらも、同法第 3 条第 4 項、同第 36 条の無効等確認の訴への請求として予備的追加的変更を行ふものである。
- 2 なお、控訴人らが同法第 36 条の「法律上の利益を有する者」であることの理由については、控訴理由書で主張するとはりである。
- 3 また、同法第 36 条の「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限る」とする補充性の要件については、これが予備的請求の無効等確認の訴へであることからして、前記第一の 3(1)の主位的請求・予備的請求 1 及び同 3 の(2)の当事者訴訟の予備的請求 2 がいずれも容認されない場合には、「現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができない」場合に該当することになって、この補充性の要件を満たすことになるものである。

四 前記第一の 5 (1) について

- 1 このうち、④ないし⑥は、当審での追加的変更である。
- 2 厚生労働省は、
 - (1) 前記第一の 5 (1) ①に追加して、令和 4 年 1 月 21 日に、5 歳から 11 歳用の子供にまで接種対象の低年齢化を企図するファイザー製の mRNA ワクチン（販売名：コミナティ筋注 5～11 歳用、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2））の特例承認を
 - (2) 令和 4 年 9 月 12 日に、ファイザー社製の mRNA ワクチン（販売名：コミナティ RTU 筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：トジナメラン・リルトジナメラン、申請者名：ファイザー株式会社）の特例承認を
 - (3) 前同日、モデルナ社製の mRNA ワクチン（販売名：スパイクバックス筋注、一般名：コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）、有効成分名：エラソメラン・イムエラソメラン、申請者名：モデルナ社）の特例承認を
いずれも行った。
- 3 これらについては、武漢ウイルスワクチンとして、前記第一の 5 (1) ①ないし③に順次追加して特例承認されたものであつて、その目的及び用途等はワクチン接種政策として一体のものである。
- 4 すなはち、変異することが常態的な性質の RNA ウイルスである武漢ウイルスは、

当然のやうに変異を繰り返し、従来株（第 1 波）、欧州株（第 2 波、第 3 波）、アルファ株（第 4 波）、デルタ株（第 5 波）、オミクロン株（第 6 波、第 7 波）が流行したとして、政府はそれぞれの株に対応するか否かの科学的証明がなされないまま、ワクチン接種を連続的、継続的に実施してきたことからして、本件追加請求については請求の基礎の同一性が認められる。

5 特に、前記 2(1)は、前記第一の 5①と全く同一の成分のものであり、5 歳から 11 歳までの年齢層のみに限定されたものではなく、それ以上の年齢層にも前記第一の 5①の代用品として転用して接種できるものである。従つて、一般人に対して接種するワクチンの数量に不足があるなどの場合には、控訴人らを含む国民全員に対して接種される可能性のあるので、控訴人らとしては、その危険性から身を守るための妨害予防（接種回避）請求権がある。

6 これらについては、訴状などで主張したとほり、控訴人らには、違法かつ危険な特例承認の取り消しを求め、かつ、特例承認の無効確認を求める権利がある。

五 前記第一の 5(2)について

1 これについては、行政事件訴訟法第 4 条の当事者訴訟の請求と同法第 3 条第 4 項、同第 36 条の無効等確認の訴への請求として、その双方の請求を予備的請求として追加変更するものである。

2 なほ、当事者訴訟及び無効等確認の訴へを予備的追加的変更として行ふことができる法的根拠と理由については、控訴理由書で主張するとほりである。

3 前記第一の 5(2)の④ないし⑥は、前記第一の 5(1)の④ないし⑥の予備的追加的請求である。

4 また、同法第 36 条の「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限る」とする補充性の要件については、これが予備的請求の無効等確認の訴へであることからして、前記第一の 5(1)の主位的請求及び同 5(2)の当事者訴訟の予備的請求がいずれも容認されない場合には、「現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができない」場合に該当することになつて、この補充性の要件を満たすことになるものである。

六 前記第一の 7、11 及び 12 について

1 これらは、これまでの行政事件訴訟法第 4 条の当事者訴訟の請求に加へて、同文ながらも、同法第 3 条第 4 項、同第 36 条の無効等確認の訴への請求として予備的追加的変更を行ふものである。

- 2 なほ、控訴人らが同法第 36 条の「法律上の利益を有する者」であることの理由については、控訴理由書で主張するとおりである。
- 3 また、同法第 36 条の「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限る」とする補充性の要件については、これが予備的請求の無効等確認の訴へであることからして、前記第一の 7(1)、11(1)及び 12(1)の各主位的請求及び同 7(2)、11(2)及び 12(2)の各当事者訴訟の予備的請求がいずれも容認されない場合には、「現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができない」場合に該当することになつて、この補充性の要件を満たすことになるものである。